総合評価方式における「就労貢献要素」提案に関する留意事項

はじめに

■　道では、平成22年４月１日に本格施行した北海道障がい者条例（通称）（北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例）（平成21年北海道条例第50号）に基づき、障がい者の就労支援に関して継続的かつ安定的に行う企業等を「障がい者就労支援企業」として認証し、幅広く道民等に周知することを通じて､企業等による障がい者の就労支援の取組と理解の促進を図ることとしています。

■　当入札については、北海道障がい者条例に基づく、認証の取得を促進するための配慮措置として、「価格評価」に加えて、障がい者雇用率等を評価項目とする就労貢献要素と技術的要素の「技術的評価」を総合的に評価し、落札者を決定する「総合評価方式」により実施するものです。

北海道障がい者条例（関係分抜すい）

（認証制度）

第30条　知事は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、障がい者の就労支援を行う事業者に対する認証を行うものとする。

２　前項の認証のための基準は、規則で定める。

３　知事は、事業者による第１項の認証の取得を促進するため、低利の融資、入札上の優遇その他の措置を講ずるものとする。

就労貢献要素提案に関する留意事項

■　技術的評価のうち、就労貢献要素については、障がい者雇用率など一定の基準を満たす取組について、加点評価するものです。

■　就労貢献要素を提案する場合にあって、認証を取得していない場合は、提案書提出時までに、道障がい者保健福祉課あて認証申請を行ってください。

【就労貢献要素提案方法】

1. 障がい者就労支援企業認証を取得済の場合

・提案書に認証書の写しを添付

・認証書に記載してある認証ポイントを提案書に記載してください

1. 障がい者就労支援企業認証申請中の場合

・提案書に申請書〔別記様式第1号（要綱第５関係）（総括表）〕の写し（道障がい者保健福祉課の収受印のあるもの）を添付　※その他の様式添付書類の提出は不要

　 ・申請内容の取組について、別表１の項目毎の配点に応じて記載してください。

1. 障がい者就労支援企業認証見込等の場合

・別表１の項目ごとの配点に応じて記載してください。

・提案書に別紙１に基づき、各取組を挙証する書類を添付してください。

障がい者就労支援企業認証の概要

■　別添パンフレット「障がい者就労支援企業認証制度」を参照してください。